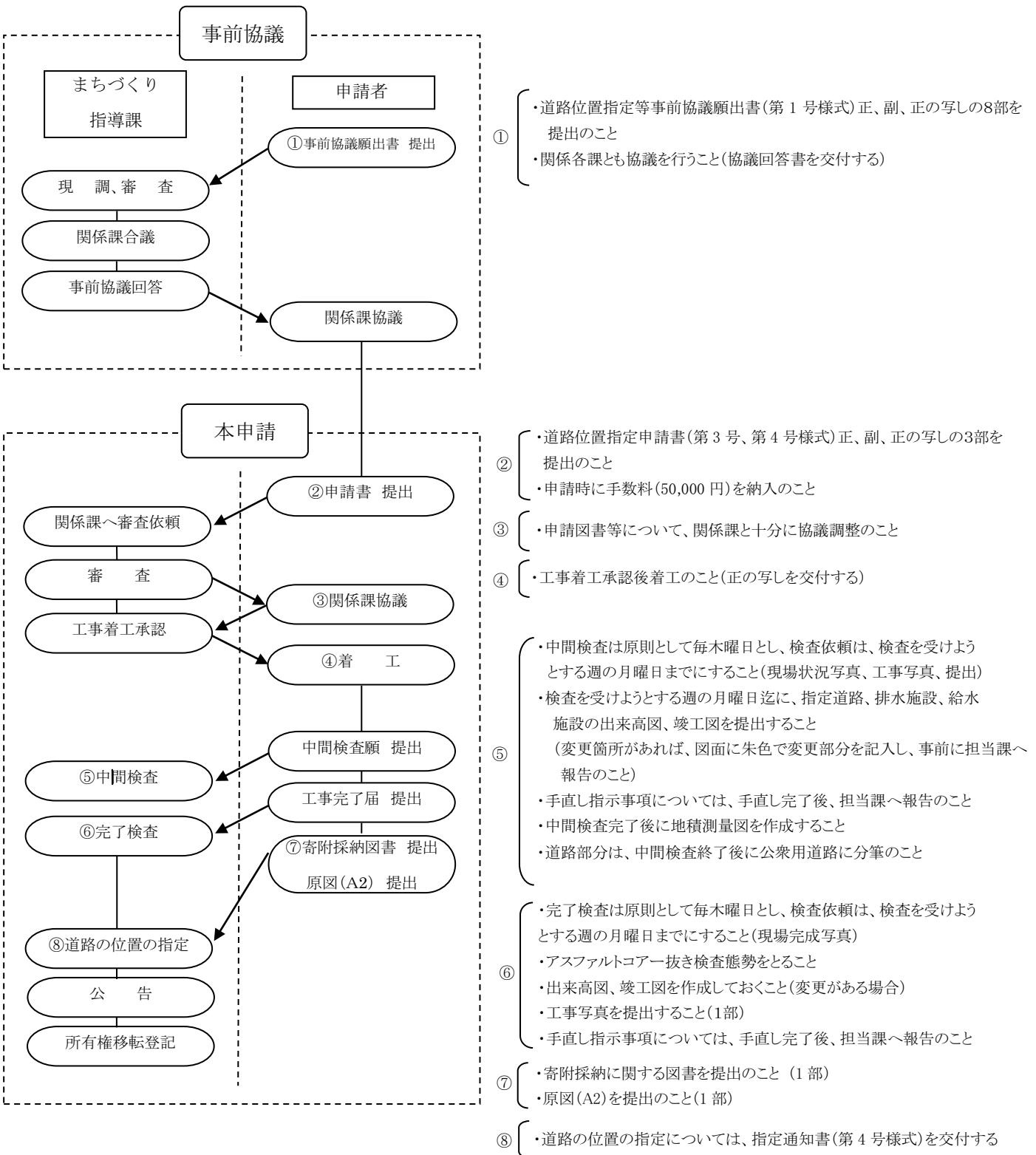


参 考 资 料

1.1. 道路の位置の指定手続きの流れ



(注) ⑤・⑥: 消防水利施設、ごみ等の集積施設を設置した場合は、担当課が指示する図書を提出のこと

12. 中間検査、完了検査の注意事項

◎ 工事写真の撮影

現地にて、検査困難な箇所の形状、寸法並びに工事施工状況等について撮影と記録をし、検査の資料としてA4工事用アルバムに整理し提出すること。

・工事写真の提出時期

- (1)中間検査 中間検査願提出と同時に提出すること
- (2)完了検査 道路築造工事完了届と同時に提出すること

・写真撮影の箇所

(1)現況写真（工事施工前状況）

- ア 開発予定敷地の全景（少なくとも2方向以上）
- イ 公共施設（道路、国有里道、国有水路、開発予定地の敷地境界部分）

(2)使用材料検収

(3)道路工事

- ア 路床、路盤の転圧状況
- イ 舗装の状況
- ウ 街渠
- エ その他（幅員、竣工状況等）

(4)排水工事

- ア 掘削
- イ 管渠の布設状況
- ウ 水路等の構造物
- エ マンホールと取付け管の接続部

(5)擁壁工事

- ア 床堀
- イ 配筋状況
- ウ 水抜き孔の設置状況
- エ 擁壁の形状透水層の設置状況
- オ その他（竣工状況等）

・写真撮影の方法

各種構造物等寸法を明示し撮影する場合は箱尺、リボンテープ等を用い構造物等の寸法が明確に読み取れると共に、撮影箇所、工程、撮影年月日、構造物等の内容を記入した黒板を掲示し撮影すること。また、上記撮影箇所以外でも、現場にて目視による確認が困難な部位については、写真にて検査を行うので、写真撮影を行い提出すること。

◎ 検査に係る管理報告

実施（提出）日を記入し、この用紙の写しを遅くとも検査予定週の月曜日中に
まちづくり指導課迄提出すること

道路の位置の指定の中間検査に係る管理報告

担当課	提出図書等	実施（提出）日	備 考
まちづくり 指導課	中間検査願の提出		
	工事写真の提出		
	現場状況写真の提出		
土木総務課	出来高図の提出		
	境界明示板の設置		
下水道課	出来高図の提出		
配水課	竣工図の提出		

- ・ 検査は原則毎週木曜日とし、現場の進捗状況を確認し、検査を受けようとする週の月曜日迄に上記の書類を担当課に提出すること
 - ・ 中間検査後、指示事項が有る場合は、担当課に手直し報告後、検認を受けること
 - ・ 申請図書に変更箇所が発生した場合は、事前に関係課と協議のこと
 - ・ 上記以外に、担当課から指示の有った物についても担当課に提出すること
 - ・ 消防水利施設、ごみ等の集積施設を設置した場合は、担当課が指示する図書を提出のこと
-

道路の位置の指定の完了検査に係る管理報告

担当課	提出図書等	実施（提出）日	備 考
まちづくり 指導課	道路築造工事完了届の提出		
	工事写真の提出		
	現場完成写真の提出		
	位置指定表示板の設置		

- ・ 検査は原則毎週木曜日とし、現場の進捗状況を確認し、検査を受けようとする週の月曜日迄に上記の書類を担当課に提出すること
- ・ 完了検査後、指示事項が有る場合は、担当課に手直し報告後、検認を受けること

地元町内会協議結果報告書

1. 事業主

2. 事業の概要

3. 敷地の位置

この度、事業主が上記記載の土地において行う道路の位置の指定について、
下記のとおり協議を行った。

協議内容・条件

年　　月　　日

地元町内会長

事 業 主

排 水 承 諾 書

申 請 者 住所 _____

氏名 _____

この度下記土地に建築基準法第42条第1項第5号による道路位置指定をするに当たり、
(雨水・雑排水・汚水) を水路に排水する事を承諾致します。

記

1. 土地の所在地 面積 (m²)

計 _____

承 諾 者

年 月 日

住 所 _____

氏 名 _____